

2025年4月1日

ガバナンス・コードの遵守項目の点検（今後の対応含む）及び公表について

ガバナンス・コードの遵守項目を点検した結果、以下の事項について、改善を要すると判断した。昨年度の課題に挙げていた評議員への研修機会の提供については改善が図られたが、以下の点については不十分と判断し、継続して改善を図ることとしたい。

【改善を要する事項】

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

4-4 危機管理及び法令遵守

（1）危機管理のための体制整備

- ① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。
- ③ 事業継続計画の策定に取り組めます。

→今後の対応 危機管理マニュアル、事業継続計画が未策定の為、策定に向け関係者と調整します。